

議案第 8 号

君津市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 6 月 1 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

君津市駐車場の指定管理者の団体要件を緩和するとともに、君津市駐車場の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため、君津市駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和 53 年君津市条例第 9 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和53年君津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「（市内に事務所等を有するものに限る。）」を削る。

第5条第2号中「駐車料金の徴収等」を「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改める。

第8条中「定期駐車料金」を「定期利用料金」に改める。

第10条から第12条までを次のように改める。

（利用料金）

第10条 前条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、駐車時間に応じて算出する普通利用料金及び一定期間を単位とする定期利用料金とし、その額は、別表に定める額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（割増金）

第11条 偽りその他不正な手段により利用料金の支払を免れた者は、指定管理者に対し、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額の割増金を支払わなければならない。

（利用料金の減免）

第12条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第13条の見出し中「駐車料金」を「利用料金」に改め、同条中「納付された駐車料金」を「支払われた利用料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改める。

別表中「普通駐車料金」を「普通利用料金」に、「定期駐車料金」を「定期利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る駐車料金及び割増金については、なお従前の例による。

君津市駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 市長は、駐車場の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体_____であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務</p> <p>(3) ～(5) 省略</p> <p>(利用期間)</p> <p>第8条 駐車場の利用期間は、1回の利用（第10条第2項に規定する<u>定期利用料金</u>によるものを除く。）につき、利用した日から起算して14日以内とする。ただし、指定管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、利用期間を延長することができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 前条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、<u>利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金は、駐車時間に応じて算出する普通利用料金及び一定期間を単位とする定期利用料金とし、その額は、別表に定める額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p>3 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 市長は、駐車場の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体<u>（市内に事務所等を有するものに限る。）</u>であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 駐車場の<u>駐車料金の徴収等</u>に関する業務</p> <p>(3) ～(5) 省略</p> <p>(利用期間)</p> <p>第8条 駐車場の利用期間は、1回の利用（第10条第2項に規定する<u>定期駐車料金</u>によるものを除く。）につき、利用した日から起算して14日以内とする。ただし、指定管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、利用期間を延長することができる。</p> <p>(駐車料金等)</p> <p>第10条 <u>駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、駐車料金を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>駐車料金は、駐車時間に応じて算出する普通駐車料金及び一定期間を単位とする定期駐車料金とし、その額は別表のとおりとする。</u></p>

(割増金)

第11条 偽りその他不正な手段により利用料金の支払を免れた者は、指定管理者に対し、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額の割増金を支払わなければならない。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第13条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表(第10条第2項)

区分	単位		金額	
普通利用料金	1 供用日内 で1台1回 の駐車につき	1時間まで	100円	
		1時間を超え1時間30分まで	150円	
		1時間30分を超え2時間まで	200円	
		2時間を超え2時間30分まで	250円	
		2時間30分を超え3時間まで	300円	
		3時間を超え3時間30分まで	360円	
		3時間30分を超え4時間まで	410円	
		4時間を超え4時間30分まで	460円	
		4時間30分を超える場合	510円	
定期利用料金	1台につき	通学用自動車	1月	4,320円
			3月	10,800円
		上記以外のもの	1月	5,190円
			3月	12,960円

(割増金)

第11条 偽りその他不正な手段により駐車料金を免れた者は、駐車料金のほか、その額の2倍に相当する額の割増金を納付しなければならない。

(駐車料金の減免)

第12条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

(駐車料金の還付)

第13条 既に納付された駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表(第10条第2項)

区分	単位		金額	
普通駐車料金	1 供用日内 で1台1回 の駐車につき	1時間まで	100円	
		1時間を超え1時間30分まで	150円	
		1時間30分を超え2時間まで	200円	
		2時間を超え2時間30分まで	250円	
		2時間30分を超え3時間まで	300円	
		3時間を超え3時間30分まで	360円	
		3時間30分を超え4時間まで	410円	
		4時間を超え4時間30分まで	460円	
		4時間30分を超える場合	510円	
定期駐車料金	1台につき	通学用自動車	1月	4,320円
			3月	10,800円
		上記以外のもの	1月	5,190円
			3月	12,960円

